**市・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書**

　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (あて先)  　　つがる市長 | 申請者 | 住所又は  所在地 | | 〒 | | | | | | 電話番号 | |  | |
| 担　当　者 | |  | |
| 氏名又は法人の名称及び代表者 | |  | | | | | | 特別徴収義務者  指定番号 | |  | |
| 法　人　番　号 | |  | |
| 地方税法第321条の5の2及びつがる市税条例第46条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 特例の適用を受けようとする税額 | | | 年　　　月分以降の納期に係る市・県民税・森林環境税特別徴収税額 | | | | | | | | | | |
| 申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額  (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者) | | | 年　　月 | | 常 　　 人 | 円 | | 年　　月 | | | 常 　　 人 | | 円 |
| 臨 　　人 | 円 | | 臨 　　人 | | 円 |
| 年　　月 | | 常 　　 人 | 円 | | 年　　月 | | | 常 　　 人 | | 円 |
| 臨 　　人 | 円 | | 臨 　人 | | 円 |
| 年　　月 | | 常 　　 人 | 円 | | 年　　月 | | | 常 　　 人 | | 円 |
| 臨 　　人 | 円 | | 臨 　　人 | | 円 |
| 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延がありそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 | | |  | | | | | | | | | | |
| この申請書の提出日以前１年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無 | | | 有　　・　　無 | | | | 取消通知年月日 | | 年　　　月　　　日 | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※市役所処理欄 | 処　理　区　分 | (却下の理由) |
| 承　　認  却　　下 |  |

申請についての注意事項

1. 納期の特例の制度について

（１）この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける人が常時１０人未満の特別徴収義務者です。

（２）この特例の適用を受けるためには、市長に申請しその承認を受けなければなりません。

（３）この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 税額を徴収した期間 | 納入期限 |
| ６月から１１月までに徴収した税額 | １２月１０日 |
| １２月から５月までに徴収した税額 | ６月１０日 |

◎１０日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日

（４）年度開始時から納期特例を適用したい場合は、申請書を３月３１日までに提出してください。年度の途中から申請する場合は別途ご相談ください。

（５）納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時１０人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届出なければ

なりません。

（６）滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けていても滞納や納付遅延があると、

承認を取り消されることがありますのでご注意ください。